**平成２２年（フ）第１６６３号**
札幌市西区琴似２条２丁目２番53号　サンショウ・ことに15号
債務者　名和夢生誠
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４号**
北海道名寄市西５条南11丁目２番地79
債務者　山口　典子（旧姓青木・同古川）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　旭川地方裁判所名寄支部

**平成２２年（フ）第６号**
北海道士別市東丘２丁目４番４―101号東山団地
債務者　加藤　敏江
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　旭川地方裁判所名寄支部

**平成２２年（フ）第７号**
北海道士別市西１条６丁目1932番地45阿部マンション１ＦＡ号室
債務者　矢吹　徳之
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　旭川地方裁判所名寄支部

**平成２２年（フ）第８号**
北海道名寄市西11条北１丁目55番地31栄町55団地331号
債務者　東　　裕子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　旭川地方裁判所名寄支部

**平成２２年（フ）第１６６号**
群馬県安中市松井田町二軒在家708番地１東光寺団地３号
債務者　石井　　進
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１８０号**
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜801番地20
債務者　加藤　勝義
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第８８号**
千葉県山武郡九十九里町片貝1450番地15
債務者　氏家　貴之
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２９５号**
神奈川県平塚市四之宮６丁目16番４号
債務者　榎本　和子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３２２号**
神奈川県平塚市徳延205番地　ＭＧコーポＡ―202
債務者　清野　欣孝
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３２６号**
神奈川県平塚市下島865番地の１　サン・コーポラス下島１―302号
債務者　谷　　克利
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３３４号**
神奈川県平塚市八千代町16番６―401号　マーレルーチェＢ棟
債務者　三上　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３４６号**
神奈川県厚木市長谷1089番地１厚木ダイヤモンドマンション202
債務者　岡村　徳清
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３４８号**
神奈川県平塚市田村２丁目10番４―458号　県公社田村共同住宅
債務者　白澤　理恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３５０号**
神奈川県伊勢原市八幡台２丁目15番地の１　県213号
債務者　良元憲洙こと　梁　眞二郎
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３５１号**
神奈川県秦野市落合73番地の２
債務者　岩間　広計
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３５５号**
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋865番地の１　431
債務者　青木文之助
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部